

札障第 693 号

令和 4 年（2022 年）5 月 25 日

指定一般相談支援事業所 管理者 様

札幌市障がい保健福祉部長

大谷 聡美

<公印省略>

「地域相談支援給付費の申請及び支給について」（地域相談支援マニュアル）
の改訂および別冊の作成について

日頃から札幌市の障がい福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、「地域相談支援給付費の申請及び支給について」（地域相談支援マニュアル）を
下記のとおり改訂・作成しましたので送付いたします。

記

1 送付書類

地域相談支援給付費の申請及び支給について（地域相談支援マニュアル）
地域相談支援マニュアル 別冊

2 改定内容

- (1) 国事務処理要領の表現に合わせ文言を整理。
- (2) 従来別々であった区役所用、相談支援事業者用を一冊に統合。
- (3) 基本報酬や加算要件について、解説も含めた別冊を作成。

3 その他

今回送付したマニュアルについては、以下の札幌市公式ホームページに掲載する予定ですので、事業者内でご活用ください。

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/sodanshien.html>

【担当】

〒060-8611

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

障がい福祉課 主査（個別支援）品川 匡弘

TEL 011-211-2936 FAX 011-218-5181

E-mail:syurou-soudan@city.sapporo.jp